

事 務 連 絡

令和 5 年 9 月 27 日

関係団体 御中

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付

建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度の施行の準備について（周知依頼）

平素より住宅・建築行政の推進にご協力いただき、誠に有り難うございます。

令和 4 年 6 月 17 日に公布された脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 69 号）により、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）の一部が改正され、建築物の販売又は賃貸を行う事業者（以下「販売・賃貸事業者」といいます。）に対する省エネ性能の表示の努力義務等を内容とする、建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度（以下「本制度」といいます。）については、公布の日から起算して 2 年を超えない範囲内において施行することとされておりました。

国土交通省においては、本制度の施行に向けて、「建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度に関する検討会（座長：中城康彦 明海大学不動産学部教授）」を設置し、本制度における表示ルールのとりのまとめ等を行ってきたところです。

令和 5 年 9 月 13 日に脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和 5 年政令第 279 号）が公布され、本制度については、令和 6 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

さらに、令和 5 年 9 月 25 日に本制度において表示すべき事項等を規定する「建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項（令和 5 年国土交通省告示第 970 号。以下「告示」といいます。）」が公布されました。併せて、「建築物省エネ法に基づく建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度ガイドライン（以下「ガイドライン」といいます。）」を国土交通省ホームページに公表しました。

本制度の特設サイト（<https://www.mlit.go.jp/shoene-label/index.html>）では、販売・賃貸事業者をはじめとした関係事業者の皆様が、本制度について理解を深め、施行に向けた準備の取組を円滑に実施できるよう、告示やガイドラインに加え、関係事業者向けの制度概要資料、制度概要資料の説明動画、一般消費者向けの周知用のチラシ等を公開しております（詳細は別紙参照）。

貴職におかれましては、貴団体会員に対し、上記の内容について広く周知をお願いいたします。特に、建築物の販売・賃貸に関わる貴団体会員に対しては、本制度において販売・賃貸事業者に省エネ性能の表示の努力義務が課されること等に鑑み、本制度の施行に向けた準備の取組が円滑に行われ、本制度の施行後、告示及びガイドラインに従った適切な表示の実施が確保されるよう、積極的な情報提供をお願いいたします。

<本制度についての問合せ先>

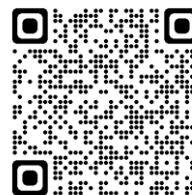
国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付 課長補佐 池田、係員 前田

TEL：03-5253-8111（内線 39-474、39-437）

(別紙) 本制度の特設サイトについて

<URL・二次元コード>

<https://www.mlit.go.jp/shoene-label/index.html>



<主な掲載資料等（一部抜粋）>



「建築物省エネ法に基づく建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度」とは

販売・賃貸事業者が建築物の省エネ性能を広告等に表示することで、消費者等が建築物を購入・賃貸する際に、省エネ性能の把握や比較ができるようにする制度です。

住まいやオフィス等の買い手・借り手の省エネ性能への関心を高めることで、省エネ性能が高い住宅・建築物の供給が促進される市場づくりを目的としています。

2024年4月以降、事業者は新築建築物の販売・賃貸の広告等（※1）において、省エネ性能の表示ラベルを表示することが必要となります（※2）。

（※1）新聞・雑誌広告、チラシ、パンフレット、インターネット広告などが対象となります。

（※2）国土交通大臣が表示方法を告示で定め、従わなかった場合は勧告等を行うことができます。

新築以外の既存建築物についても表示は推奨されますが、表示しない場合の勧告等の対象とはなりません。

説明動画はこちら（事業者向け
制度概要資料を約30分で説明）

詳しい内容はこちらをご覧ください

事業者向け制度概要資料はこちら
（告示・ガイドラインの内容を要約）

建築物の省エネ性能表示制度の概要



事業者向けガイドライン概要版資料



ガイドラインの本文はこちら

関連資料

ガイドライン



本編



概要版[事業者向け]

評価書



ひな形

根拠法令



法律



告示

広報物



消費者向けチラシ

告示の本文はこちら

一般消費者向け
周知用チラシはこちら